

令和3年度 歴史的建造物等保存修復助成 募集要領

公益財団法人 新井財団

1、事業の目的

日本国内の歴史的建造物及び街並み（以下「歴史的建造物等」という）の保存及び活用に関する文化財分野への助成を行うことにより文化財等の保護を図り、我が国の文化の発展に寄与することを目的とする。

2、事業内容

歴史的建造物等の管理、保存修復等の事業への助成及び災害等による被災文化財の修復事業に対する助成を行う。

3、助成対象

原則、都道府県または市区町村の教育委員会による指定文化財のうち、補助対象事業として保存・修復を予定している歴史的建造物及び文化的に価値のある街並みの景観を構築する建物等。

※自然物や自然景観は、指定文化財であっても助成対象となりません。

4、助成対象事業の期間

申請できる保存・修復事業は令和4年4月以降に開始するものとし、複数年にわたる事業も対象とします。

5、応募の資格

原則として対象となる歴史的建造物等を保有・継承・管理している都道府県または市区町村等の地方自治体、及び日本国内の非営利法人（宗教法人、公益財団法人、学校法人等）に対して助成します。個人による申請は対象としません。

6、助成金額

1件当たりの助成金額は、原則として100万円～300万程度を目途としております。

7、選考

公益財団法人新井財団（以下「この法人」という）に設置する選考委員会において選考規程に則り選考します。

また、同一申請者による申請は、原則として3年間は採択しません。

8、修復完了の報告

歴史的建造物等修復工事終了後 6 か月以内に、報告書を提出する事。なお、修復作業の期間が 1 年を超える場合は、適切な時期に中間報告が求められる場合があります。

9、応募の方法

この法人所定の様式による以下の書類を提出して下さい。

申請書の様式は、この法人のホームページよりダウンロード出来ます。

① 助成金交付申請書（歴史的建造物等保存修復助成）

画像データ等を用いて事業の内容を簡潔に分かりやすく記載してください。

修復事業の場合には該当する歴史的建造物等の現況と、どのような修復を施すのかを明確に記載してください。

② 指定行政機関によるコメント

助成対象となる歴史的建造物等が指定文化財や登録文化財の場合には、指定・登録を行った行政機関担当者による修復の必要性や評価などコメントを提出してください。

③ 事業設計書又は見積書（所定の様式はありません）

建造物などの場合には、修復作業を委託予定の事業者が作成した仕様書と計画表、費用の見積もり等が記載された事業設計書・見積書等を添付してください。

※申請は、対象法人等の代表者名で申請してください。代表者以外に、必ず連絡担当者を定め、連絡先を登録してください。対象文化財の寄託を受けている博物館、美術館等の実務責任者を連絡担当者とすることも可能です。

※申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

※上記以外に申請内容を補足する資料があれば添付してください。

10、募集の期限

受付期間は、令和 3 年 8 月 1 日から令和 3 年 10 月 31 日(必着)

※募集状況によって変更の場合有り

11、申請書の提出先

〒130-0022 東京都墨田区江東橋 2-8-3

公益財団法人 新井財団 理事兼事務局長 上原 正男

Tel 03-3632-8381 FAX 03-3631-1286 E-mail : zaidan@arai-iw.co.jp

12、採否の決定の通知及び助成金の交付

(1) 原則として令和 3 年 12 月中に選考委員会を開催し、令和 4 年 1 月末日までに採否を申請者に通知します。

(2) 助成金の交付は、令和4年2月末日頃までに申請者の希望する方法で送金交付します。

13、助成の取消又は返還

助成対象が次の事由に該当する場合には、助成金の交付の決定を取り消し、又は交付金の返還を求めることとしています。

- ① 虚偽の内容による申請を行った場合
- ② 選定された内容の保存・修復作業を実施しない場合又は中止した場合
- ③ 上記8の報告を行わなかった場合又は虚偽の内容の報告を行った場合
- ④ その他この法人の助成の趣旨に著しく違背する行為があった場合

14、その他

修復文化財や申請事業に関する画像データを、事業報告書や関連した資料と共に提供していただきます。(画像は、この法人の事業案内等の印刷物、ホームページ等で使用する場合があります。)

以上